市有地を活用したグループホーム等整備事業者公募要項

令和 5 年 1 2 月 昭 島 市

【目次】

		ヘ゜ーシ゛
1	公募の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	貸付予定地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	貸付条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	施設整備及び運営に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	施設整備に係る補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8	公募・選定に係るスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
9	候補事業者の選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
10	応募申込及び応募資格審査に関する質問、回答・・・・・・・	12
11	事業者説明会及び現地見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
12	応募資格審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
13	応募資格審査の結果連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
14	書類審査及びプレゼンテーション審査に関する質問及び回答・・・	14
15	書類審査及びプレゼンテーション審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
16	選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
17	応募にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
18	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

1 公募の趣旨

昭島市(以下「市」という。)では、障害のある方の重度化・高齢化に伴い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の整備が重要な課題となっています。これらの課題に対応するため、地域生活支援拠点等の面的整備に向けて、市内への設置が求められている障害者福祉施設として、共同生活援助(グループホーム)、短期入所施設及び緊急一時保護施設の整備が求められています。そうした中で、市有地を定期借地方式によりに社会福祉法人(以下「事業者」という。)に貸し付け、民間資本による障害者福祉施設の整備によって、障害のある方の支援の充実を図ることといたしました。

障害のある方が住み慣れた地域でいきいきと豊かな生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定される共同生活援助等の障害福祉サービス事業所をノウハウを活用して整備し、事業運営をおこなうともに、より柔軟で質の高い優れた障害福祉サービスの提供を実現し、これまでの市民サービスを引き続き提供していくことを目的として、市有地を貸し付け、民設民営方式による施設の整備・運営を行う事業者を広く募集するものです。

事業者の選定は、プロポーザル方式により、この要項に定める応募資格を満たす事業者から、施設整備や運営についての具体的な提案を募集し、書類審査、プレゼンテーション審査の結果を総合的に評価した上で行います。

2 事業の概要

本事業は、市が事業者に「4貸付予定地」に定める土地(以下「本件市有地」という。)を貸し付け、本件市有地を借り受ける事業者(以下「候補事業者」という。)が自ら障害福祉サービス事業等の用に供する建物その他工作物(以下「本件建物」という。)を整備して、事業所を設置し、運営をしていただくものです。

(1) 事業内容及び規模

ア 必須事業

- (ア) 障害者総合支援法第5条第17項に基づく共同生活援助
- (イ) 障害者総合支援法第5条第8項に基づく短期入所事業(併設型又は単独型)

イ 定員

- (ア) 共同生活援助 定員12名以上
- (イ) 短期入所事業 定員2人以上 男女の内訳は、特に定めません。

ウその他

- (ア) 定員のうち1床以上を緊急対応用として確保すること
- (イ) 地域生活支援拠点としての体験の場となる機会を設けること

エ 任意事業

本件建物においては、必須事業のほかに、事業者の提案により、本事業の趣旨に反しない事業等を実施することができるものとします。なお、候補事業者が自ら施設整備及び運営を行うことを条件とし、提案された事業は、市と協議の上、実施の可否を

決定します。

(2) 開設時期

令和8年度中(予定)。

ただし、不測の事態等により工期に影響が生じる場合は、別途、市と候補事業者で協議を行うこととします。

3 応募資格

本公募に応募できる事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。

なお、同一の応募事業者が複数の提案を行うこと及び複数法人による共同応募は認めません。

(1) 事業実績

令和5年4月1日現在、障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスのうち、共同生活援助又は短期入所について1年間以上運営、サービス提供をしている、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人とします。新たに社会福祉法人を設立しての応募はできません。

(2) 財務状況

ア 法人全体の経営状態が良好であること。過去3年間(令和4年度、令和3年度及び令和2年度)の決算状況が営業活動(通常の事業運営)に基づく赤字である場合は、原則認められません。

- イ 法人全体の財務状況で令和4年度決算において債務超過を生じていないこと。
- ウ 法人設立、施設開設など上記ア及びイに特殊な事情がある法人は、理由により欠格 事項に該当しないと判断する場合があります。
- (3) 後述「11 事業者説明会及び現地見学会」(令和6年1月11日(木)開催)に参加すること。

(4) 欠格事項

法人又はその代表者が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- ア 民法(明治29年法律第89号)上の行為能力を有しない者。
- イ 破産者で復権を得ない者。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納していない者。
- オ 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準(以下「指名停止基準」という。) による指名停止を受けていないこと。
- カ 昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱(平成23年4月1日制定)による入 札参加排除措置を受けていないこと。
- キ 東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日条例第54号)第2条第2号に規定する暴力 団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更 生又は再生手続きをしている法人。

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8 条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属し、又は関与している者。

(5) その他

既存の障害福祉サービス等において、都道府県又は市区町村が実施した指導検査等 により指摘を受けていない、又は改善済みであること。

4 貸付予定地

(1) 所在地

ア地番

- (ア) 東京都昭島市松原町五丁目2963番25
- (イ) 東京都昭島市松原町五丁目2967番10
- (ウ) 東京都昭島市松原町五丁目2968番1
- (工) 東京都昭島市松原町五丁目2968番6
- (才) 東京都昭島市松原町五丁目2968番14

イ 住居表示

東京都昭島市松原町五丁目2番地先

ウ現況

更地

工 交通

拝島駅より南西方向に150m、徒歩2分

才 地目

候補事業者が決定後、市が地目変更し「宅地」とする予定です。

(2) 敷地面積

約789.00㎡

(3) 建築上の法規制等(主な用途地域等)

ア地域・地区等

用途地域	近隣商業地域	第1種低層住居専用地域
建ペい率	80%	40%
容積率	300%	80%
防火指定	準防火地域	防火指定なし
日影規制	5 時間/3 時間	3 時間 / 2 時間
	(測定水平面6.5m)	(測定水平面1.5m)
高度地区	第3種高度地区	第1種高度地区

イ 都市計画道路

計画道路はありません。

ウ地区計画等

(ア) 拝島駅南口地区地区計画

ただし、制限があるのは、近隣商業地域のみです。制限の内容については、昭 島市都市計画部地域開発課に御確認ください。

- (イ) 拝島駅南口地区まちづくりガイドライン 拝島駅南口地区まちづくり委員会へ届出が必要です。
- 工 埋蔵文化財包蔵地 調査対象区域です。
- 才 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域では、ありません。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく、宅地造成等工事規制区域等の候補 区域は、令和6年1月に公表される予定です。

カ 風致地区、駐車場整備地区、文教地区、緑地保全地区 該当はありません。

キ 避難経路等

敷地が前面道路との高低差があるため、避難経路等の取扱いについて、東京都多摩 建築指導事務所の確認が必要となります。

(5) 接道状況

ア 北側 市道昭島 46 号(幅員 16m)

市道昭島 46 号のガードレールの撤去、道路の切り下げについては、道路管理者と協議の上、候補事業者の負担で行ってください。

イ 南側 市道西 560 号(幅員 1.82m~4m))

(6) 現地の見学

現地では、敷地内への立ち入ることはできませんが、敷地外から状況確認は可能です。その際、近隣の住民に迷惑とならないよう配慮し、大人数での見学は御遠慮ください。

(7) その他

ア 敷地面積や隣接地との境界は現況を優先します。

イ 関連法令等、建築基準法その他関連法令を十分確認してください。建築上の法規制 等については、必ず東京都多摩建築指導事務所で確認してください。

5 貸付条件

候補事業者は、次の条件により、市と借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとします。なお、本要項に定めるもののほか、市の関係規定等に定めるところによります。

(1) 貸付期間

50年間

(2) 貸付期間の開始

候補事業者として決定後、定期借地権設定契約を締結し、貸付を開始します。なお、 当該施設の建設にあたって、東京都の「障害者通所施設等整備費補助」を利用する場合は、市との契約締結前に補助金の交付決定における内示を得ていることが必要になります。

(3) 貸付料

土地賃貸借契約の締結時点において、不動産鑑定士等により土地の評価をした上で、 年額貸付料の評価額を基に、市が決定します。書類審査及びプレゼンテーション審査 における提案内容に必要な参考額は、事業所説明会にて情報提供します。

本件市有地における貸付料は、上記の方法により算定された額から減額を行う場合があります。

(4) 貸付料の改定

貸付料が土地価格の変動等により、又は近隣の土地の貸付料と比較して不相応となった場合、貸付料を改定することができることとします。

(5) 保証金

貸付料の30か月分(利息は付さないものとします。)。

貸付期間が満了し、市が本件市有地の引き渡しを受けた後に、返還します。ただし、 後述「(13) 土地の返還等」に記載の原状に回復させる際、市が本件建物取壊し行った場合等は、保証金の額からそれに要した費用を差し引いた額を返還します。

なお、「(4) 貸付料の改定」により貸付料が増額改定された場合には、改定後の貸付料を基に新たな保証金を算出し、既納の保証金との差額を追加で納付していただきます。

また、保証金の納付については、候補事業者と別途協議を行います。

(6) 納入方法及び納入期限

ア保証金

市が別途指定する日までに支払うこととします。

イ 貸付料

市が発行する納入通知書により、月ごとに支払うこととします。貸付料の起算日は 契約により定めますが、起算日が月の途中になるときは、当該月の貸付料は日割計算 によって算出します。なお、貸付料の支払いに遅延が生じた場合には、昭島市公有財 産規則(昭和49年規則第15号)第34条の規定により計算された額の延滞金を徴収します。

なお、東京都の「定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助」を活用する場合など、月ごとに支払う貸付料に変更が生じる場合には、別途協議の上、月ごとに支払う貸付料を決定します。

(7) 借地権の登記

借地権の設定登記はできません。

(8) 用途の指定

候補事業者は、本件市有地を「2事業の概要」に定める用途として使用しなければ なりません。

(9) 借地権の譲渡、転貸等

候補事業者は、本件市有地に係る借地権を、市の承諾なしに第三者に譲渡、転貸等 を行うことができません。

(10) 建物の貸付け

候補事業者は、本件市有地上の建物を、市の承諾なしに第三者に貸し付けることは できません。

(11) 施設整備

本件市有地における施設、設備等の建設又は市が設置している仮囲い等の撤去は、候補事業者の責任と負担により行ってください。

施設整備費の補助を利用する場合には、別途補助の実施機関と補助協議が必要になります。法令、補助要綱等をよく読み、整備基準に適合した設計を行ってください。なお、候補事業者の決定が補助内示を保証するものではありませんので御注意ください。

また、補助を利用する場合、補助要綱等の契約手続、工期設定、その他必要事項を遵守してください。

(12) 維持管理

候補事業者が整備した施設、設備等の維持管理は、候補事業者の責任と負担により 行ってください。

なお、造成、施設の整備及び土地の維持管理に伴い第三者に与えた損害については、 候補事業者が一切の責を負い、迅速かつ誠実に対応するとともに、係る費用を全額自 己負担していただきます。

また、当該敷地内にある既存樹木の維持管理伐根等、枝のせん定等に係る費用も事業者が負担することになります。草刈、枝のせん定等を適宜行い、周辺環境に十分配慮した維持管理を行っていただきます。

(13) 土地の返還等

貸付期間満了のとき、候補事業者の都合により土地貸付に係る契約を解除したとき 又は市により土地貸付に係る契約が解除されたときは、候補事業者の負担により、本 件市有地を直ちに原状に回復させ、市に返還していただきます。ただし、市が必要と 認めたときは、本件建物を市又は市が指定する事業者に無償で譲渡していただく場合 があります。

(14) 契約更新等

貸付期間の満了時において、契約の更新及び建物の築造による貸付期間の延長はなく、建物の買取請求権も発生しません。

(15) その他

ア 候補事業者の選定後、提案された事業を確実に実施していただくために、市と施設 運営等に関する基本協定を締結します。

イ 市は本件市有地の隠れた契約不適合及び数量の不足について、一切の責任を負いま せん。

ウ 契約の解除その他の事項については、土地貸付に係る契約書によります。

6 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設整備及び運営に際しては、以下の関係法令等及び条件を遵守すること。また、 施設整備費については東京都の補助金等を最大限活用することとし、東京都の補助基準・条件に合致した事業計画であることが必要です。

なお、施設整備及び運営にあたっては、市内業者の活用や市民雇用など、市内産業の活

性化に努めてください。

(1) 遵守すべき法令等

障害者グループホーム等の整備にあたり、以下の法令、条例及び関連規定等の基準 を満たしてください。なお、ここに掲げる法令、条例及び関連規定等が全てではない ため御注意ください。

ア 建築関係

- (ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (イ) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (ウ) 東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)
- (工) 昭島市宅地開発等指導要綱(昭和49年4月)
- (オ) 昭島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年昭島市 条例第28号)
- (カ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- (キ) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成15年東京都条例第155号)
- (ク) 東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)
- (ケ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)
- (コ) 消防法(昭和23年法律第186号)
- (サ) 防火設備の設置に関する消防庁の指導
- (シ) その他、関係法令及び条例等

イ 運営関係

- (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)
- (イ) 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第135号)
- (ウ) 東京都指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する 条例(平成24年東京都条例第155号)
- (工) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (オ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律 第79号)
- (カ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- (キ) その他、関係法令及び条例等
- (2) 施設整備に関する基本的条件

施設整備に関する東京都の各種補助要綱に基づく補助制度の利用を予定する場合には、それぞれの補助基準に合致した計画であることが必要です。

建設工事施工業者の選定にあたっても、東京都が定める工事請負等契約手続基準に準じて実施してください。

ア 建設にあたっては、地域の住環境に十分に配慮してください。また、事前に地域住 民等に対し十分に説明を行い、要望に対しては誠実に対応してください。ただし、本 公募による候補事業者として選定されるまでは、近隣住民等に対する説明や調整は行わないでください。

- イ 建設工事に伴う振動、騒音、安全等の対策を十分に行ってください。また、施工に あたっては、近隣住民に対し事前の説明を丁寧に行うとともに、工事期間中も苦情や 要望があった際には迅速かつ丁寧に対応してください。なお、建設工事に係る施工業 者の選定にあたっては、東京都が定める契約手続基準に準じて実施してください。
- ウ 利用者の送迎などに必要となる車両等については、道路上に駐停車することのないよう、必要台数分の駐車スペースを確保し、近隣住民の通行を妨げないようにしてください。また、来客及び職員用の駐車場及び駐輪場を確保してください。
- エ 本件建物の建設工事の際、撤去又は保存を要する地下埋蔵物の存在が判明した時は、 直ちに市に報告し、市と協議の上、候補事業者が関係法令等に基づき、当該地下埋蔵 物を適切に処理してください。
- オ 予定外の地中埋蔵物(存置杭等)又は土壌汚染が判明した場合には、その取扱いについて市と協議を行ってください。
- カ 本件市有地に隣接している保育所から求められている二方向への避難路の確保について、市道昭島46号方面にも避難路を確保してください。

(3) 運営に関する基本的条件

ア 基本協定の締結

候補事業者の選定後、提案された事業を確実に実施するため、市と施設運営等に関する基本協定を締結していただきます。また、地域生活支援拠点として市と協定を締結していただきます。協定書の内容は、別途、候補事業者と協議し、決定します。

- イ 障害サービス事業所の指定等を受ける必要があります。
- ウ 障害者総合基本法に基づく事業者としの指定基準を満たし、東京都から事業者指定 を受けてください。

エ 事業の継続期間

本公募に基づいて整備する施設においては、土地の貸付期間終了まで継続して事業を実施してください。

才 利用者

障害福祉サービスの利用者については、昭島市民を優先してください。なお、本施設は、入所施設等の地域移行先の一つとなりますので、可能な範囲で積極的な受け入れを行ってください。

カ 体制整備及びサービスの提供

障害者福祉施設の運営については、障害者総合支援給付費等により、円滑に遂行できるように体制を整備してください。また、長期的に安定した、質の高いサービスの提供に努めてください。

キ 職員の資質向上

障害者福祉施設利用者へのサービス向上が図れるよう、職員の資質向上に努めてください。

ク 福祉サービス第三者評価の受審

開設翌々年度までに初回受審するとともに、以後3年に1回以上受審してください。 ケ 地域住民との交流

施設の整備、運営にあたっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応してください。また、地域住民との友好な関係保持に努め、地域に開かれた運営を行うとともに、地域福祉の向上に貢献できる運営を行ってください。

- コ 市における地域防災に協力してください。
- サ 利用者が負担すべき額を軽減するための配慮をお願いします。

7 施設整備に係る補助金

施設整備にあたっては、以下の補助制度がありますので、参考としてください。 なお、補助金交付を保証するものではありません。

- (1) 障害者通所施設等整備費補助(東京都補助制度)
- (2) 定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助 (東京都補助制度)

詳細は、東京都のホームページなどを御確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/seikatukibanseibi/index.html

8 公募・選定に係るスケジュール

本公募におけるスケジュールは以下のとおりです。応募状況によっては、スケジュールが変更になることがあります。

内容	日程
公募期間	令和5年12月15日(金) ~ 令和6年1月9日(火)
応募申込書の提出期限 応募資格審査質問受付期限	令和6年1月9日(火) 午後5時まで
事業者説明会及び現地見学会 応募資格審査質問回答	令和6年1月11日(木) 午前10時から
応募資格審査 書類提出期限	令和6年1月19日(金)
応募資格審査 審査結果通知	令和6年1月24日(水)
書類審査及びプレゼンテーション審査 質問受付期限	令和6年1月30日(火)
書類審査及びプレゼンテーション審査 質問回答	令和6年2月5日(月)
書類審査及びプレゼンテーション審査 書類提出期限	令和6年3月7日(木)
書類審査プレゼンテーション審査	令和6年3月下旬(予定)
選定結果の通知及び公表	令和6年3月末(予定)

以下に、東京都の補助金を活用する場合のスケジュール例を参考として掲載します。

内容	日程			
<u> </u>	I/住			
事業計画書提出(東京都へ)	令和6年5月			
補助協議書提出(東京都へ)	令和6年6月			
補助内示 (東京都より)	令和6年8月			
+1 0 [14.42/1.47/4.42/4	令和6年8月以降			
市との土地貸付契約締結	(東京都からの補助内示後)			
施設整備事業に係る入札				
工事請負契約締結・着工				
工事竣工	令和8年3月末			
開設準備、開設				

9 候補事業者の選定方法

- (1) 選定方法
 - ア 提案公募型のプロポーザル方式で行います。
 - イ 応募事業者数にかかわらず、応募資格審査により、書類審査及びプレゼンテーション審査を受けていただく事業者を選定します。応募資格審査の審査結果は、審査の全ての応募事業者に結果をメール及び郵送で通知します。
 - ウ 応募資格審査を通過した事業者について、提出書類に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査ではグループホーム等整備事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)選定委員からの質疑を行います。時間等の詳細は、後述「15(3)書類審査及びプレゼンテーション審査」に記載のとおり、令和6年3月22日(金)午後5時までに、メールにてお知らせします。
 - エ 必要に応じて、既存運営施設の実地調査を行う場合もあります。
 - オ 応募資格審査、書類審査及びプレゼンテーション審査の総合評価点が最も高い事業 所を契約交渉順位第1位候補事業者、総合評価点が次に高い事業者を第2位候補事業 者として選定します。
 - カ 全応募事業者が基準点に満たない場合は、候補事業者なしとする場合があります。
- (2) 審查基準

審査に当たっては、次の事項を中心に審査・選定します。

- ア 運営法人の適格性、法人の財務状況など。
- イ 事業の運営理念・方針・サービスの内容・利用者負担など。
- ウ 事業運営、資金計画の確実性など。
- エ 施設内容、居住環境など。
- オ 地域、近隣住民、入居家族などとの連携、具体的な方策など。

※以下の財務状況については、必須条件とし、書類審査において確認いたします。条件を満たさないと市が判断した場合、候補事業者に選定しないため、御注意ください。

令和4年度末時点において、施設整備資金のほか、年間事業費(予算額)の12分の 2以上の運営費が確保されていること。(金融機関からの借入金は認めません。)な お、応募事業者が行っている既存事業についても、その運営資金が確保されている必 要があります。

また、候補事業者として決定した場合は、令和5年度末時点においても、同様に運営費が確保されている必要があります。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全ての事業者へ文書により通知いた します。

(4) 選定結果等の公表

候補事業者の名称及び提案内容の概要については、市公式ホームページで公表を予 定しております。

- 10 応募申込及び応募資格審査に関する質問、回答
 - (1) 応募申込の方法

【様式第1号 市有地を活用したグループホーム等整備事業者応募申込書】に必要 事項記載の上、Eメールで下記「(3)イ提出先」へ提出してください。

(2) 質問の方法

質問の要旨及び必要事項を【様式第2号 市有地を活用したグループホーム等整備 事業 質問書】に記載の上、Eメールで下記「(3)イ提出先」へ提出してください。

- (3) 応募申込書及び質問票の受付期間、提出先
 - ア 受付期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月9日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出先

昭島市保健福祉部障害福祉課

Eメール: syogai@city. akishima. lg. jp

電話番号:042-544-5111(内線2133)

(4) 質問回答の方法

令和6年1月11日(木)の事業者説明会にて事業者説明会参加者へ回答いたします。 なお、回答作成に時間を要する質問については、回答予定日以降に回答させていた だく場合があります。

- (5) 留意事項
 - ア 受付期間を過ぎて提出された応募申込書及び質問票については受付できませんので、 御注意ください。
 - イ 本公募への参加を希望する事業者は、必ず応募申込書を提出してください。質問票 のみを提出した事業者は、参加できません。
 - ウ メール送信する際は、メールタイトルの先頭に「市有地整備事業公募申込」「市有 地整備事業質問」等メールの内容が分かるようにしてください。また、メールを送信 した後、必ず電話にて到達確認をしてください。
- 11 事業者説明会及び現地見学会
 - (1) 事業者説明会
 - ア 開催日時

令和6年1月11日(木)午前10時から(午前9時30分受付開始)

イ 会場

昭島市役所 6階 602会議室

住所 〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

http://www.city.akishima.lg.jp/

- ウ 留意事項
 - (ア) 応募申込書を提出した事業者が事業者説明会に参加可能です。質問票のみを提出した事業者は、参加できません。
 - (イ) 事業者説明会及び現地説明会は、必ず参加してください。

- (ウ) 事業者説明会及び現地見学会に参加する際は、必ず応募事業者の職員が出席してください。設計会社、コンサルタント会社等のみの出席は御遠慮ください。
- (エ) 出席者は1事業者につき、3名までとします。
- (オ) 説明会に参加する際は、本公募要項を印刷した上、持参してください。
- (2) 現地見学会
 - ア 開催日時

令和6年1月11日(木)午前11時30分から正午まで

イ 場所

昭島市松原町五丁目2番地先

- ウ 留意事項
 - (ア) 計画地へは、各事業者で移動してください。
 - (イ) 見学の際は、近隣住民等の迷惑にならないように注意してください。
 - (ウ) 事業者別の見学時間の設定は行いません。上記アの開催時間の中で、各事業者で見学を行ってください。(現地には市職員がおりますので、来所時及び退所時は、 声を掛けください。)
 - (エ) 悪天候等の場合、現地見学会のみを中止する場合があります。現地見学会を中止する場合、事業者説明会の時に案内いたします。

12 応募資格審査

上記「10 応募申込及び応募資格審査に関する質問、回答」にて応募申込書を提出し、かつ、「11 事業者説明会及び現地見学会」へ参加した事業者のうち、応募資格審査の選考を希望する事業者は、下記により応募資格審査書類を提出してください。

(1) 提出書類

別紙「応募資格審査 様式集」のとおり。

- ※様式第4号から様式第12号までについては、書類に加え、電子データをCD-R 等に格納し、一式を提出してください。
- (2) 提出方法等
 - ア 提出期間

令和6年1月12日(金)から令和6年1月19日(金)まで(土日祝日は除く)

受付時間:午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く)

- ※提出に際しては、令和6年1月17日(水)午後5時までに、電話にて来庁日時の予約をしてください。
- ※必ず提出期間内に直接来庁し、提出してください。提出期間を過ぎたもの、郵便 等で送付されたものについては、無効とします。
- イ 提出場所

東京都昭島市田中町1-17-1

昭島市保健福祉部障害福祉課 昭島市役所1階13番窓口

電話:042-544-5111(内線2133)

ウ 留意事項

- (ア) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (イ) 事業者都合による応募書類の差し替え、及び追加提出はできません。ただし、 市が必要と認めるときは、応募書類の差し替え、若しくは追加提出又は説明を求 める場合があります。
- (ウ) 原則として提出書類はA4サイズとしてください。
- (エ) 応募に要する経費は、応募事業者の負担とします。
- (オ) その他、提出書類については、別紙「応募資格審査 様式集」を参照してください。

13 応募資格審査の結果連絡

応募資格審査の結果について、 $\frac{6}{1}$ $\frac{6}{1}$ $\frac{1}{1}$ $\frac{1}{1}$

また、後日結果通知を郵送します。

14 書類審査及びプレゼンテーション審査に関する質問及び回答

(1) 質問者の資格

「12 応募資格審査」において、「3に掲げる応募資格を有する事業者」と市が判断した事業者とします。

(2) 質問の方法

「10 応募申込及び応募資格審査に関する質問、回答 (2) 質問の方法」と同様の方法です。

- (3) 質問票の受付期間及び送付先
 - ア 受付期間

令和6年1月25日(木)から令和6年1月30日(火)午後5時まで(必着)

イ 送信先

昭島市保健福祉部障害福祉課

Eメール: syogai@city. akishima. lg. jp

(4) 回答の方法

受付期間中に提出された質問に対する回答は、質問提出者を特定し得る情報等を除き、全ての質問者に、令和6年2月5日(月)中に、全ての質問者へメールで回答します。

なお、回答作成に時間を要する質問については、回答予定日以降に回答させていた だく場合があります。

15 書類審査及びプレゼンテーション審査

応募資格審査を通過した事業者は、次により書類審査及びプレゼンテーション審査に関する書類を提出してください。

(1) 提出書類

別紙2「書類審査及びプレゼンテーション審査 様式集」のとおり 様式第13号から様式第26号までについては、書類に加え、電子データをCD-R等 に格納し一式を提出してください。

(2) 提出方法等

ア 提出期限

令和6年3月7日(木)午後5時まで

詳しい日時等については、「13 応募資格審査の結果連絡」を送付する際に、応募 資格を有する事業者に対して通知します。

イ 留意事項

- (ア) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (イ) 事業者都合による応募書類の差し替え、及び追加提出はできません。ただし、 市が必要と認めるときは、応募書類の差し替え、若しくは追加提出又は説明を求 める場合があります。
- (ウ) 原則として提出書類はA4サイズ(図面のみA3サイズ)としてください。
- (エ) 応募に要する経費は、応募事業者の負担とします。
- (オ) 「9(2)※」に記載した、必須条件が盛り込まれている内容となっているか、 必ず御確認をお願いします。
- (カ) その他、提出書類については、別紙2「書類審査及びプレゼンテーション審査 様式集」を参照してください。
- (3) 書類審査及びプレゼンテーション審査

ア 書類審査

提出された書類を選定委員会が審査します。

審查日:令和6年3月18日(月)(予定)

イ プレゼンテーション審査

審査日:令和6年3月28日(木)(予定)

時間、場所については、令和6年3月22日(金)午後5時までにメールにて連絡いた します。また、プレゼンテーション審査への出席者は、応募法人の職員に限ります。 令和6年3月25日(月)正午までにメールが届かない場合、「18 問い合わせ先」 へ確認の電話をお願いします。

審査基準等は、「9 候補事業者の選定方法」をご覧ください。

16 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全ての事業者へ文書により通知します。

(2) 選定結果等の公表

候補事業者の名称及び提案内容の概要については、市公式ホームページで公表します。

17 応募にあたっての留意事項

(1) 建築基準法等の手続

建築基準法等の関連法令を遵守した事業計画としてください。事業計画や設計に当たっては、担当部署に事前に相談してください。

- (2) 応募に関する書類等の取り扱い
 - ア 提出書類等の返還はいたしません。
 - イ 市は提出書類等をこの整備事業以外の目的で使用しません。また、当該参加者に無断で公表しません。ただし、提出された書類等は、昭島市情報公開条例(平成10年条例第2号)及び昭島市情報公開条例施行規則(平成10年規則第40号)に基づき、公開請求があった場合には公開することがあります。
- (3) 著作権について

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとします。ただし、 本公募の結果の公表及びその他国及び市が必要と認めるときには、国及び市は提出書 類の全部又は一部を無償で使用することができるものとします。

(4) 公募の辞退

本公募を辞退する場合は、事業者名による参加辞退届出書(様式第3号)を市に提出してください。

18 問い合わせ先

東京都昭島市田中町1-17-1

昭島市保健福祉部障害福祉課

昭島市役所1階13番 窓口 平沢、星

電話:042-544-5111(内線2133)、FAX:042-546-8855

Eメール: syogai@city.akishima.lg.jp